

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第31回）開催結果概要

1 日時

平成21年7月21日（火）午後3時30分から午後5時まで

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，
高口秀章，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太

（事務総局）

菅野雅之審議官，氏本厚司総務局第二課長，本田能久総務局参事官，
手嶋あさみ民事局第一・三課長，齊藤啓昭刑事局第一・三課長，
春名茂行政局第二課長，小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

ア 第3回検証結果の公表について

菅野審議官から，第3回検証結果の公表及び第3回報告書について説明が
された。

（高橋座長）

第3回検証では，裁判所及び弁護士の執務態勢の問題を取り上げたのが
大変意義深い。

（中尾委員）

画期的なことである。

（酒巻委員）

報道では，公判前整理手続の長期化ばかりが殊更強調されていたが，当
検討会ではむしろ手続の充実や運用の変化を評価する意見もあったのであ

り、やや誤解されているようだ。

(高橋座長)

知的財産権訴訟については、従前、審理期間の長期化を問題する声が強かったが、第3回検証結果の公表に対するマスコミ等の反応では、そのような声は見受けられなかった。これは、知的財産権訴訟の審理期間の短縮化が進んでいる現れではないかと思われる。

(仙田委員)

第3回報告書概要版では、建築関係訴訟について、平成15年以降の6年分の平均審理期間が示されているが、審理期間の推移は、10年間程度の長期のスパンでみるべきである。

(菅野審議官)

審理期間の推移を長期のスパンでみる必要がある点は、ごもっともである。もっとも、第1回及び第2回検証で中長期的なスパンでの審理期間の推移を示し、この点については理解が進んでいると思われたので、今回の概要版では、短期的な動向が分かりやすいように、6年分の推移を示した。

(高橋座長)

第3回報告書では、新たに、家事事件を取り上げた点も意義深い。特に、遺産分割事件について、長期化要因や審理期間が2年を超える事件の割合が高い理由が説得的に分析されている。

第3回報告書は、レイアウト・分量ともに、以前と比較して読みやすく仕上がっている。

(秋吉委員)

同感である。概況・資料編と分析編と2冊に分けたおかげで読みやすくなったと思われる。内容としても、多角的かつ網羅的に長期化要因が分析されている。

第3回報告書でも示されているとおり、民事訴訟の事件数は増加してお

り、裁判実務は、相当努力をしているが、それでも苦しい状況下にある。

第4回検証では、基盤整備のための施策を様々な側面から検討すべきである。

(高橋座長)

第3回報告書の概要版も、長期化要因のポイントがよくまとめられている。

(中尾委員)

概要版は、使い勝手も良いので、第4回においては、概要版も相当部数を正式に製本した方が良い。

イ 今後の検証の進め方について

(菅野審議官)

第3回報告書で整理した長期化要因は、実証的に裏付けられた状態に到達したと考えている。これらの長期化要因は、継続的にその妥当性の検証や統計データ等による経年的な分析を行う必要があるが、第4回報告では、これらに加えて、こうした長期化要因等を踏まえて、民事事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の適正迅速化を推進するために必要な施策を検討することが考えられる。また、裁判員法施行下の刑事事件と、これまでに調査・分析がされていない上告事件についても取り上げることが考えられる。

今後の検証作業としては、新たに、態勢面に関する施策検討等の参考にするために、実情調査やヒアリング等を実施することも検討している。

(酒巻委員)

刑事事件については、裁判員裁判の導入が裁判員裁判対象事件以外の刑事事件の運用にどのような影響を及ぼすのかという観点での分析も考えられる。また、刑事弁護の態勢は、裁判の迅速化の観点からも、重要な課題である。

上告審は、非常に重要な法律問題について決着を付けるという大きな役割を有しており、下級審とは性格が異なる。上告事件の調査・分析に当たっては、このような性格の違いを意識する必要がある。

(菅野審議官)

ごもっともなご指摘である。上告審の特性を踏まえ、できることはやるが、事件数が限られ、個別特定化の問題等があるので、無理な深掘りをするのは相当でない。

(齊藤刑事局第一課長)

裁判員裁判の導入が裁判員裁判対象事件以外の刑事事件の運用にどのような影響を及ぼすのかという点も重要な観点であると認識している。この点の統計データも検討していきたい。

(二島委員)

先ほど話題になった公判前整理手続については、単に迅速化のみならず、適正化等の要求もあり、その点も考慮すべきであろう。

(中尾委員)

迅速化検証の目的は、国の基盤整備の施策等に反映させる点にあるから、第4回検証で施策の検討に踏み込む点は賛成であり、裁判所及び弁護士の態勢面の検討は不可欠である。裁判所及び弁護士等への実情調査も行った上で、施策を検討すべきである。また、要望があれば、日弁連側でもデータ提供に協力したい。

第3回報告で指摘された各長期化要因については、現在の制度・運用を前提にすると、果たして解消され得る要因なのか、ある程度やむを得ない要因なのか、評価が分かれるものもある。

(仙田委員)

施策については、法律家側の問題だけではなく、例えば、業界や行政の領域等、さまざまな論点で検討を進める必要がある。

(高橋座長)

法教育の在り方なども考えてよい。

(高口委員)

上告事件の調査・分析と関連して、事件ごとに第一審から上告審までをトータルでみて、どの程度の期間で終局しているかを分析してはどうか。

(菅野審議官)

第一審から上告審までの全体像として分かりやすい説明が可能かどうか検討したい。

(井堀委員)

態勢面の施策の検討においては、態勢面を充実させることで迅速化にどの程度の効果があるかという点を、代理変数を設定して定量的に分析する方法が有効である。

また、審理期間が短縮化されることの意味を、利益とコストの両面から検討する必要がある。分析対象として、例えば、審理期間が2年を超える事件と1年以内の事件を取り出すなど、単純な事件と複雑な事件とを分けて分析するのも良いと思われる。

(中尾委員)

第4回検証において分析対象とするかどうかはともかく、ADRの利用状況についても関心がある。

(秋吉委員)

施策の検討に当たっては、裁判の実態にとどまらず、それを踏まえた上での利用者のニーズを把握する必要があると思われる。迅速化以外にも、多様なニーズがあるのではないか。

(菅野審議官)

第4回検証で実施を検討している実情調査では、各地の法テラスでも実情をうかがうなど、裁判等の利用者側の生の声をうかがう機会を設けるこ

とを考えている。

(中尾委員)

労働審判が活用されている理由を掘り下げて検討し、これを一つのモデルケースとして、制度上・運用上の改善につなげていくことも考えられる。

(二島委員)

同感である。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以上)